

3 月(平成 27 年) 行政書士 無料相談会カレンダー(県民センター・市民相談センター)



行政書士会の
マスコットキャラクター
「ゆきまさ」君

日	月	火	水	木	金	土
1	2 ①川崎県セ (9～12 時／13～16 時)	3 ②市民相談セ (13～16 時)	4 ②市民相談セ (13～16 時)	5 ③かながわ県セ (9～12 時／13～16 時)	6	7
8	9 ①川崎県セ (9～12 時／13～16 時)	10 ②市民相談セ (13～16 時)	11 ②市民相談セ (13～16 時)	12 ③かながわ県セ (9～12 時／13～16 時)	13	14
15	16 ①川崎県セ (9～12 時／13～16 時)	17 ②市民相談セ (13～16 時)	18 ②市民相談セ (13～16 時)	19 ③かながわ県セ (9～12 時／13～16 時)	20	21 春分の日
22	23 ①川崎県セ (9～12 時／13～16 時)	24 ②市民相談セ (13～16 時)	25 ②市民相談セ (13～16 時)	26 ③かながわ県セ (9～12 時／13～16 時)	27	28
29	30 ①川崎県セ (9～12 時／13～16 時)	31 ②市民相談セ (13～16 時)				

【 ① 川 崎 県 セ 】 川崎県民センター相談 (場所：川崎市幸区堀川町 580 番地 ソリッドスクエア東館 2 階)

⇒詳しくは P 2 参照 (相談日時：月 曜日の 9 時～12 時及び 13 時～16 時／相談方法：面談(予約不要) および電話(044-549-7000))

【 ② 市 民 相 談 セ 】 市民相談センター相談 (相談日時：火・水 曜日の 13 時～16 時／相談方法：電話相談のみ(045-228-8985))

⇒詳しくは P 3 参照

【 ③かながわ県セ 】 かながわ県民センター相談 (場所：横浜市神奈川区鶴屋町 2-24-2 かながわ県民センター2 階)

⇒詳しくは P 4 参照 (相談日時：木 曜日の 9 時～12 時及び 13 時～16 時／相談方法：面談(予約不要) および電話(045-312-1121))



【川崎県民センター】 行政書士無料相談会のご案内

相談日時	毎週月曜日 9時～12時／13時～16時 (※年末年始・祝祭日はお休みです)
予約	不要です
相談方法	☒ 面談 OK ☒ 電話 OK (電話番号：044-549-7000)
相談内容	遺言・相続・成年後見・離婚・契約・内容証明・会社設立・NPO 設立・建設業許可・産廃業許可・運送業許可など
相談料	無料です
相談時間	30 分程度／1 回
相談会場	川崎県民センター (川崎市幸区堀川町 580 ソリッドスクエア東館2階)
相談会場付近略図 (☆印が相談会場)	
交通アクセス	*JR「川崎」駅から徒歩 5 分 *京急「京急川崎」駅から徒歩 5 分
お問合せ先	川崎県民センター 電話 044-549-7000
近くにある他の 行政書士無料相談会	* 幸区役所 (毎月第 4 木曜／午後 1 時～4 時) * 川崎区役所 (毎月第 2 水曜／午後 1 時～4 時) * 中原区役所 (毎月第 2 火曜／午後 1 時～4 時)



【市民相談センター】 行政書士無料相談会のご案内

相談日時	毎週 火・水 曜日／ 13時～16時 (※年末年始・祝祭日はお休みです)
相談方法	☒ 電話のみ（電話番号：045-228-8985） ※面談によるご相談は行っておりません。面談による相談をご希望の場合は、「かながわ県民センター」又は「川崎県民センター」等をご利用ください。
相談内容	遺言・相続・成年後見・離婚・契約・内容証明・会社設立・NPO設立・建設業許可・産廃業許可・運送業許可など
相談料	無料です
相談時間	30分程度／1回
お問合せ先	神奈川県行政書士会事務局 電話 045-641-0739



【かながわ県民センター】 行政書士無料相談会のご案内

相談日時	毎週木曜日 9時～12時／13時～16時 (※年末年始・祝祭日はお休みです)
予約	不要です
相談方法	☒ 面談 OK ☒ 電話 OK (電話番号：045-312-1121)
相談内容	遺言・相続・成年後見・離婚・契約・内容証明・会社設立・NPO 設立・建設業許可・産廃業許可・運送業許可など
相談料	無料です
相談時間	30 分程度／1 回
相談会場	かながわ県民センター2階 (横浜市神奈川区鶴屋町 2-24-2)
相談会場付近略図 (☆印が相談会場)	
交通アクセス	＊JR・私鉄「横浜」駅の西口から徒歩 5 分 ＊市営地下鉄「横浜」駅改札口から徒歩 6 分
お問合せ先	かながわ県民センター 電話 045-312-1121
近くにある他の 行政書士無料相談会	＊西区役所 (毎月第 4 木曜／午後 1 時～4 時) ＊保土ヶ谷区役所 (毎月第 4 金曜／午後 1 時～4 時)